

精神障害者保健福祉手帳のご案内

【問い合わせ先】松江市役所 健康福祉部 障がい者福祉課

電話 0852-55-5945 Fax0852-55-5309

1. 対 象

精神疾患（知的障がいを除く）のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方が、申請により該当すると認められた場合に、自立と社会復帰・社会参加のために交付される手帳です。

【対象となる精神疾患】

統合失調症、うつ病等の気分障がい、てんかん、アルコール関連障がい、発達障がい、認知症などの脳機能障がい など

2. 等 級

障がいの程度により、1級から3級まであります。

1級	単独での日常生活が困難な方	（概ね障害年金1級に相当）
2級	日常生活に著しい制限を受ける方	（概ね障害年金2級に相当）
3級	日常生活・社会生活に制限を受ける方	（概ね障害年金3級に相当）

3. 申請手続き

申請窓口は、障がい者福祉課又は各支所市民生活課です。

手帳の申請から認定・交付まで、1か月半から2か月かかります。

【申請に必要な書類】

障害年金を受給していない方	障害年金を受給している方
精神障害者保健福祉手帳申請書	精神障害者保健福祉手帳申請書
医師の診断書（手帳申請用） ＊初診日から6か月以上経過した時点で作成された診断書	年金証書、年金決定通知書又は振込通知書の写し（精神障がいを支給事由とするもの） 同意書（年金等照会用）
写真（上半身、脱帽、縦4cm×横3cm）	写真（上半身、脱帽、縦4cm×横3cm）
マイナンバーカード	マイナンバーカード

4. 手帳の更新

手帳の有効期間は 2 年 です。2年ごとに障がいの状態を再認定します。

有効期限の3か月前から更新手続きができます。

【更新申請に必要な書類】

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・上記【申請に必要な書類】のとおり（手帳右欄（更新）年月日に空欄がある場合は、写真は不要です）

5. 手帳の等級変更、再交付、住所変更等

次のような場合は、手続きが必要です。

申請内容	手続きに必要な書類
障がいの状態が重くなった又は軽くなったとき	上記【申請に必要な書類】のとおり
手帳を紛失、破損したとき	写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード
住所変更をしたとき（市内転居・県内からの転入）	手帳、マイナンバーカード
住所変更をしたとき（県外からの転入）	手帳、写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバーカード
住所変更をしたとき（市外への転出）	※転出先の市町村で手続きが必要です。
改姓したとき	手帳、マイナンバーカード

6. 受けられるサービス

種 類	内 容
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患により、継続的に病院に通院して精神医療（通院医療）を受ける場合に、医療費の一部が公費で負担されます。 自己負担割合は医療費の1割になります。所得に応じて月額の上限があります。 ※精神障害者保健福祉手帳の所持は問いません。
精神通院医療費の助成	松江市に住民票がある方には、自立支援医療（精神通院医療）の自己負担額の一部を助成します。 (助 成 額) ①病院、診療所又は訪問看護事業所の自己負担月額のうち千円を超える額を助成 ②薬局の自己負担額の全額を助成
福祉医療 (重度障がい)	医療費の自己負担額を助成する制度です。自己負担割合は医療費の1割になります。 【対象者】 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3級または4級をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳2級で知的障害のある方（概ねIQ50以下）
後期高齢者医療加入 【1・2級】	65歳以上の方は、申請により後期高齢者医療に加入できます。 【対象者】精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 問い合わせ先：保険年金課（TEL55-5325）
交通機関の運賃割引	※乗車券等購入時又は降車時には、乗務員に手帳を提示してください。写真が貼付されていない手帳は、割引を受けることができない場合があります。 ※必ず手帳又は優待乗車証を所持して乗車してください。 ※くわしくは、各交通機関までお問い合わせください。
	●松江市営バス・一畑バス（高速バスを除く） ・障がい者等優待ICOCAによる市内区間の乗車は、 <u>本人運賃無料</u> ・レイクライン・松江市コミュニティバスは、 <u>本人運賃が半額</u> ・松江市コミュニティバス、雲南市民バス（大東松江乃木線に限る）は、定期券購入代金の助成制度あり（別途申請が必要）
	●一畑電鉄、隠岐汽船など <u>本人運賃が半額</u> （ただし割引の限度額あり）
	●JR（写真なし・減額種別が記載されていない手帳は、割引不可） 【本人のみで乗車する場合】 片道100kmを超える場合、普通乗車券が半額 【介護者とともに乗車する場合】 ◆第1種（1級） 普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・普通急行券が 本人・介護者（1名）ともに半額（小児定期乗車券を除く） ◆第2種（2級・3級） 12歳未満の方が介護者とともに乗車する場合、定期乗車券半額（小児定期乗車券を除く）
	●航空機（12歳以上の方・割引率は各航空会社・路線で設定） 本人・介護者（1名）ともに国内線片道運賃が割引

種 類	内 容
交通機関の運賃割引	●タクシー（タクシー会社によっては割引対象外の場合があります） 本人が乗車する区間が10%割引
福祉タクシー利用券 【 1 級 の み 】	在宅の方が、通院・リハビリ及び松江市役所（支所）への手続きのためにタクシーを利用する場合に利用できます。 1乗車につき500円の利用券を1月あたり6枚交付します。 【対象者】精神障害者保健福祉手帳1級の方
思いやり駐車場制度 【 1 級 の み 】	身体障がい者等駐車場の利用を必要とする場合に利用証を交付します。 【対象者】精神障害者保健福祉手帳1級の方 問い合わせ先：島根県障がい福祉課（Tel22-6526）
自動車運転免許取得費の助成	手帳交付後新たに第1種普通自動車免許を取得した方に、教習所に支払われた費用を助成します。（補助率：3分の2、上限10万円） 条件：免許取得後1年以内に申請、申請日の6か月前から松江市に住所がある方
N H K 受信料免除	① 半額免除…精神障害者保健福祉手帳1級の方、本人が世帯主（契約者）の場合 ② 全額免除…手帳所持者を含む世帯全員が住民税非課税世帯の場合 （②の場合、当該世帯の課税状況の調査が必要）
市営住宅入居優遇	手帳所持者を含む世帯を対象に、市営住宅入居の抽選回数優遇、入居収入基準額の上限が緩和されます。 問い合わせ先：島根県住宅供給公社（Tel22-3400）
観光施設入場料の減免	観光、文化、学習、スポーツ、温泉等の施設で入場料が割引になる場合があります。 問い合わせ先：各施設
携帯電話料金の割引	手帳の交付を受けている方を対象に、携帯電話基本使用料等の割引を行っている会社があります。問い合わせ先：各携帯電話会社
N T T 電話番号案内	ふれあい案内に事前登録すると、番号案内料が無料になります。 問い合わせ先：N T T（Tel0120-104174）
住民税（市県民税）控除	本人又は扶養者の所得から下記の金額が控除されます。 確定申告又は年末調整の際に申告してください。 ➤ 障害者控除（2級、3級） 26万円 ➤ 特別障害者控除（1級） 30万円 ➤ 同居特別障害者控除（1級） 53万円 問い合わせ先：市民税課（Tel55-5151）
所 得 税 控 除	本人又は扶養者の所得から下記の金額が控除されます。 確定申告又は年末調整の際に申告してください。 ➤ 障害者控除（2級、3級） 27万円 ➤ 特別障害者控除（1級） 40万円 ➤ 同居特別障害者控除（1級） 75万円 問い合わせ先：松江税務署（Tel21-7711）
相 続 税 の 控 除	相続人が85歳未満で障がい者のときは、障害者控除が受けられ、相続税の額から一定の金額が控除されます。 ➤ 障害者控除（2級、3級） 10万円×（85歳－相続したときの年齢） ➤ 特別障害者控除（1級） 20万円×（85歳－相続したときの年齢） 問い合わせ先：松江税務署（Tel21-7711）
マ ル 優 待 制 別 マ ル 優 度	本人の預貯金等に対し、その利子が非課税になる制度があります。 （マル優）対象となる預貯金の元本合計額が350万円までの利子 （マル特）国債及び地方債の額面の合計金額が350万円までの利子 問い合わせ先：各金融機関

種 類	内 容
自動車税（軽自動車税） 種 別 割 自動車税（軽自動車税） 環 境 性 能 割 の 減 免 【 1 級 の み 】	手帳（1級）の交付を受けている方の交通手段として使用される自動車（軽自動車）に係る自動車税（自動車税）又は自動車取得税が減免されます。 減免できる自動車は、お持ちの自動車（軽自動車）のうち1台です。 自動車の所有者は原則として本人ですが、本人の所有する自動車（軽自動車）がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。 【対象者】精神障害者保健福祉手帳1級の方 [問い合わせ先] ●自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割） 島根県東部県民センターTel32-5626 ●軽自動車税（種別割） 市民税課（Tel55-5151）
障 害 年 金	20歳以上で一定基準以上の障がいがあるときは、受給できる場合があります。 問い合わせ先：松江年金事務所（Tel23-9540）
特 別 障 害 者 手 当 （ 2 0 歳 以 上 ） 障 害 児 福 祉 手 当 （ 2 0 歳 未 満 ）	在宅の障がい者（児）で、著しい重度の障がいのため日常生活で常時特別の介護を必要とされる方が対象です。 本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。 ※手帳と異なる判定方法のため、判定医の審査により却下となる場合もあります。
特 別 児 童 扶 養 手 当 （ 2 0 歳 未 満 ）	20歳未満の在宅障がい児の父母または養育者を対象として支給されます。 支給対象者本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。 ※手帳と異なる判定方法のため、判定医の審査により却下となる場合もあります。
生活保護の障がい者加算 【 1 ・ 2 級 】	生活保護を受ける際に、通常的生活保護費に受給額が加算されます。 問い合わせ先：生活福祉課（Tel55-5305）
島 根 県 心 身 障 が い 者 扶 養 共 済 制 度	手帳所持者の保護者（65歳未満で健康な人）が生存中に一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいがある方に終身一定額の年金が支給される制度です。 問い合わせ先：島根県障がい福祉課（Tel22-6686）
障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 地 域 生 活 支 援 事 業	自宅や施設で介護の支援を受けたい場合、就労・生活の訓練を行いたい場合に利用できるサービスです。 問い合わせ先：障がい者福祉課給付係（Tel55-5054）

◎障がいに関する相談窓口

	内 容	場 所
松江市障がい者 基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー 「 絆 」	障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行うセンターです。 障がいの種別に関係なく専門の相談員が対応します。 【相談例】 ・サービスを利用したいけど、申し込み方がわからない ・退院後のケアに不安がある など	〒690-0884 松江市南田町55番地3 TEL：0852-60-0400 FAX：0852-21-4001 E-mail： kizuna@matsue-kan.org 開 所 日：月曜日～金曜日 時間：9:00～17:00 ※土日・祝日・年末年始休所
松 江 圏 域 精 神 障 が い 者 家 族 会	同じ悩みを持つ家族同士が集まり、語り合いや学びを通して互いに支え合う活動をしています。	【事務局】 〒690-0888 松江市北堀町48 アクティブきたほり内 TEL：0852-26-2222 FAX：0852-26-2141
松江障害者就 業・生活支援セ ンターぷらす	障がい者の就職や仕事、生活について相談ができます。	〒690-0063 松江市寺町198-61 寺町プラザ2階 TEL：60-1870 FAX：60-1860